令和3年第5回今帰仁村議会臨時会会議録								
招 集 年 月 日	令和	3年11月5日						
招 集 場 所	今帰	仁村議会議場						
開会日時	開 会	11月5日 午前11昨	寺13分					
及 び 宣 告	閉 会	11月5日 午前11昨	寺25分					
出席(応招)議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名				
	1	島袋誠	8	與 那 勝 治				
	2	上原祐希						
	3	與那嶺 透						
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇				
	5	座間味 邦 昭						
	6	吉田清尊						
	7	玉 城 みちよ						
欠席 (不応招)議員	9	山 城 太						
	10	與 儀 常 次						
会議録署名議員	2	上原祐希	3	與那嶺 透				
職務のため議場に出席したもの	事務局長	我那覇 尚 一	書記	大 木 明 美				
	局長補佐兼議事係長	玉 城 民 枝						
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村長	久 田 浩 也						
	副村長	比 嘉 克 雄						
	教 育 長	玉 城 奎						
	総務課長	我那覇 隆 文						
	企画財政課長	田港朝津						
	経済課長	久 田 哲 史						
	住 民 課 長	仲 村 美奈子						

## 令和3年第5回今帰仁村議会臨時会

## 議事日程第1号

令和3年11月5日(金曜日)

- 1. 開 会 午前11時
- 2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘	要
1		会議録署名議員の指名		
2		会期の決定		
3	陳情第4号	小笠原諸島海底火山噴火による軽石発生による漁業被害への対応 支援について (要請)	報告・討論・	質疑採決
4	意見書第8号	海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書	説明・討論・	質疑採決

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第5回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前11時13分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 上原祐希議員及び3番 與那 嶺 透議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 「陳情第4号 小笠原諸島海底火山噴火による軽石発生による漁業被害への対応支援について(要請)」を議題といたします。

お手元にお配りしました陳情第4号については、会議規則第92条第2項及び第95条の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって陳情第4号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 次に、事務局長に陳情書を朗読させます。我那覇尚一事務局長。

○ 我那覇尚一 事務局長 それでは、私のほうから陳情書を朗読させていただきます。

今漁協発第53号 令和3年11月1日

今帰仁村議長 座間味 薫 様

今帰仁村漁業協同組合代表理事組合長 玉城 啓時

小笠原諸島海底火山噴火による軽石発生による漁業被害への対応支援について(要請)

平素より、当組合の業務運営にご支援並びにご尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、本年8月中旬に沖縄本島から東に約1,400キロ離れた小笠原諸島・硫黄島近海の海底火山「福徳

岡ノ場」で11年ぶりに噴火が発生した影響により噴出した軽石が海流によって沖縄本島各地の海岸及び漁 港等へ大量に漂流・漂着し、漁業全般への影響・被害がでており、深刻な状況となっております。

また、漁港等へ大量に漂流・漂着している軽石を人力で撤去するのは難しいことと、軽石が混じった海水を漁船が吸い上げ、エンジントラブル・機器類等の不具合が起きています。当組合の主要漁業であるモズク養殖業にも被害を及ぼすことが考えられることから、漁業者は撤去作業への苦悩及び出漁を控えざるを得ない状況となっており、今後の生産や流通に多大な影響を与える可能性があります。

つきましては、大量に漂流・漂着している軽石の撤去・清掃や漁業者の休漁・損害補償等並びに当組合 運営への支援が国・県・村から早急に図られるよう、下記の通り要請いたします。

記

- 1. 今帰仁村地先海域の海岸や漁港等に漂流・漂着している軽石の撤去・清掃及び新たな軽石の侵入防止策を早急に対応すること
- 2. 漁業者の漁家経営や生活を守るため、操業を自粛する漁師への休漁補償等並びに当組合運営への支援を行うこと

以上

○ 座間味 薫 議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第4号 小笠原諸島海底火山噴火による軽石発生による漁業被害への対応支援について (要請)」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第4号 小笠原諸島海底火山噴火による軽石発生による漁業被害への対応支援について(要請)」は、採択することに決定しました。

日程第4. 「意見書第8号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書」を議題とします。 本件について提案者の説明を求めます。8番與那勝治議員。

〇 8番 與那勝治 議員

令和3年11月5日

 今 帰 仁 村 議 会

 議 長 座間味
 薫 殿

提出者 與 那 勝 治 崇 賛成者 嘉 陽 IJ 上原祐希 島袋 IJ 誠 诱 與那嶺 座間味 邦 昭 吉田清尊 玉 城 みちよ 山城 IJ 太 與儀常次

海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書

今年8月中旬に沖縄本島から東に約1,400キロ離れた小笠原諸島・硫黄島近海の海底火山の噴火により噴出した軽石が、海流によって沖縄本島各地及び本村の海岸・漁港等へ大量に漂流・漂着し、漁業や観光業に多大なる影響を及ぼしている。今帰仁村の海岸線は東西に長く北側に面していることから、今後も北風の影響をもろに受け、海上に滞留している漂流軽石の更なる漂着が予想され、本村への被害は拡大していくものと考える。

次々に押し寄せてくる漂流軽石問題はとても深刻で、漁港内に漂流・漂着した軽石を人力で撤去するのはとても困難であることや、軽石の混入した海水を漁船が吸い上げることで機器類が故障した事例もあり、漁業関係者は出漁すらできず、軽石漂着が確認された10月25日から収入の無い苦しい日々が続いている。燃料や資材類、餌の高騰の影響も受け、このままでは廃業せざるを得ない業者が増えていくことが考えられる中、11月1日に時短要請が解除となり、コロナ禍による魚価安からようやく脱しようとする明るい兆しの中での今回の災害であり、漁業者の落胆は計り知れない。

また、漂着軽石の影響による景観悪化に伴い、ホテル宿泊客やマリンレジャー体験等のキャンセルが相次ぐなど、各方面に被害が及んでいる。

これまでに経験したことのない自然現象の影響によって出漁すらできずに苦しんでいる現状に加え、漂流軽石の影響はまだまだ見通しが立たず、漁業や観光業関係者にとって死活問題となっている。漂着軽石で損害を被っている方々の生命と財産、日常生活を守るために迅速な対策の実行と支援が求められている。よって、このような状況であることから本村議会は次のことを緊急に申し入れる。

記

- 1. 損害を被った漁業や観光業の個人や事業者への補償制度を創設し、漂流・漂着軽石問題が治まるまで 休業・休漁補償を早急に行うこと。
- 2. 漁獲高の一部が財源となる漁業組合に対し、漁獲減による減収補填をし、運営費補助を行うこと。
- 3. 漁港や海岸、河川に漂流・漂着した軽石の撤去や清掃及び新たな軽石の侵入防止策を早急に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月5日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、 沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事

O 座間味 薫 議長 「意見書第8号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書」は、質疑、 討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第8号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書」を採決いたします。 お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第8号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書」は、原案のとおり採択されました。

この際、お諮りいたします。

本意見書と同内容を要望決議として、沖縄県の議会議長宛て送付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

O 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、本意見書と同内容を要望決議として、沖縄県議会議長宛て送付することに決定いたしました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において陳情、意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要する ものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。 これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第5回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時25分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 上原 祐希

署名議員 與那嶺 透